

電 信

保存期間：令和 5年12月31日迄

主管

取扱注意

総番号 R0405134

平成30年11月15日

平成30年11月15日

外務大臣殿

主管

韓 国 発

本 省 着

長 嶺 安 政 大 使

亜北 1

日韓関係（当館主催「旧朝鮮半島出身労働者問題に関する説明会」：概要）

第8672号（取扱注意）

11月15日、当館公報文化院3Fホールにおいて、当館の主催で「旧朝鮮半島出身労働者問題に関する説明会」を開催したところ、概要以下のとおり。（当館登壇者：丸山総務公使、村上参事官、有馬参事官、小池書記官）

右説明会には、SJC（ソウルジャパンクラブ）法人企業関係者等84名が出席し、冒頭部分は日本メディア（計17社、32名）が取材を行った。また、会場付近には、相当数の韓国メディアが取材に訪れ、本件に対する韓国側の関心の高さもうかがえたところ、右念のため。

1. 冒頭発言

当館丸山総務公使から、冒頭挨拶と共に、本件についての日本政府の基本的な立場（1965年の日韓請求権協定により完全かつ最終的に解決済みというのが我が国の一貫した立場であり、今後もその立場に基づいて対応すること等）を述べ、日本政府として、日本企業の正当な経済活動の保護を最優先課題と考えており、毅然とした対応をとっていくとの方針を説明した。また、この判決は「断じて受け入れられない」旨の貴大臣談話の骨子も併せて説明し、官民の連携をしっかりと取っていきたい旨を説明した。

2. 大法院判決に係る経緯及び内容

当館村上参事官から、別添資料を用いつつ、適宜説明を行った。

注意

一二

電報の取扱いに
関係する情報は
慎重に扱われ、
必要に応じて
関係機関に
連絡いたします。

電 信

取扱注意

3. 質疑応答

出席者からの質問等は以下のとおり。各質問には、当館村上参事官、有馬参事官及び小池書記官から適宜回答しおいた。

(1) 1965年の国交正常化の経緯と意味、その後の日韓関係をどのように捉えているか。

(2) 本件に関し、政府として民間に協力を要請することはあるか。

(3) 今回は新日鐵住金に関する判決だったが、今後も日本企業が絡む多くの関連裁判が予定されている。日本政府として、今後事態がどのように波及していくと見ているか。

(4) 今回の判決では、慰謝料請求権という概念が提示され、日韓請求権協定の範囲に入らないとされた。今後、さらに多くの訴訟が提起されることが予想されるが、日本政府の見解如何。

(5) 旧朝鮮半島出身労働者という用語の定義に関し、同用語は、募集、官斡旋、徴用のすべてを含むものなのか。日本政府としての公式見解如何。

(6) 今後、本件に関し、韓国の市民団体等から日本企業に対してデモ等何らかの行動が示された際、大使館に報告すべきか。大使館の連絡窓口はどこか。

(7) 自分が所属する企業の本社が、いわゆる299社のリストに入っている。訴訟を提起された場合、どのように対応すべきか。

転電【添付有】済州、釜山（了）

注意

一二

電報の取扱いに
関係する照会
は慎重に
情報提供
を要する
電報
処理
内線
四二一
三・四
二一
四に
連絡
願います。